

狭あい道路拡幅整備に関する審議会を開催！

10日、杉並区役所第1委員会室では、道路幅員4mに満たない狭あい道路の拡幅整備を加速するために設置した「杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会」の初会合が開催されました。この審議会は、法律の専門家などで構成され、10月には答申として審議会の意見を集約することになっています。

杉並区では、平成元年から狭あい道路拡幅整備事業を開始し、平成25年度末時点で狭あい道路の総延長664kmの約27%、約182kmの整備を行ってきました。しかし、現行の事前協議では、区による整備と建築主等が整備する自主整備が選択できることとなっており、自主整備の場合、建物や塀が後退してもL形側溝などはそのまま存置され、道路が拡幅されていない状況があります。

このような状況から、建物の建替え時に後退部分を区が道路状に整備することを条例で規定することが、財産権の制限にあたるかを中心に、有識者の専門的な見地から法的課題等について検討することとなりました。10日午後2時、区役所第1委員会室で、「杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会」の初会合を開催され、高見澤邦郎（首都大学東京名誉教授）会長に、田中良区長から諮問を行いました。



諮問事項は、以下の2点です。

- (1) 私有財産である土地を道路状に区が整備する場合において、憲法29条（財産権）との関係について
- (2) 条例の実効性を確保するための手法について